

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業事務局(長)が必要な場合には、滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 給付要綱および申請要領等に定める要件を満たしています。
- 2 給付申請兼請求書および添付書類に記載した内容に偽りはありません。また本支援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて原本と相違ありません。
- 3 給付申請兼請求書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還します。
- 4 その他、本支援金の交付にあたり滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業事務局(長)が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出します。
- 5 本支援金について、県内各市町において上乘せ等をする場合には、本支援金に関する給付決定状況等の情報を、各市町に提供することについて同意します。
- 6 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 7 6の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。